



左/Oさん夫妻(右)と当別町職員の館田さん(左)、プロジェクトを推進している辻野さん(左から2人目) 右/小学校跡地に建てられた田園住宅

移住者生活拠点

地元民間会社が田園住宅事業でふるさと再生に貢献

当別町田園住宅プロジェクト^{とうべつちょう}(北海道石狩郡当別町)

■ プロジェクト実現のプロセス

当別町は北海道の道央、石狩平野に位置し、札幌市から自動車、鉄道でおよそ45分の近郊にある。人口約2万人の農業を基幹産業とする町である。

当別町での優良田園住宅制度を活用した取り組みは、「北海道らしい風景にあった暮らしを実現し、その営みの中から新しい生活価値観を生み出したい」との考えに立って、平成10年から始まった「当別町田園住宅プロジェクト」にさかのぼる。

その背景には町の人口減少があり、優良田園住宅が立地する金沢地区の小学校も廃校になるなどの状況があった。そのため新たな価値観に立った暮らしの実現を目指して、当別町の移住応援ツアーが平成10年に(北海道開拓使の会との共催)、翌年にはワークショップがそれぞれ開催された。そして平成12年には2棟の田園住宅が完成し7人が移住した。これ以降、活

動が継続され、ほぼ毎年新しい住宅が完成し、新しい移住者が入居している。

こうした取り組みが続けられる中、当別町は「優良田園住宅制度の建設に関する基本方針」を平成15年に策定し、3地区で指定を行い、この田園住宅プロジェクトの取り組みをさらに後押しした。

当別町は、札幌市への通勤圏ということもあり、札幌市内からの移住者のほか、首都圏や関西圏などの大都市圏からの移住者もいる。平成20年現在までに、17棟が完成し延べ48人の移住実績をみており、さらに新規の取り組みも進行中である。当別町田園住宅プロジェクトのPRは、ホームページ掲載を中心としている。

農業関連規制との関係についていえば、当別町の田園住宅プロジェクトには雑種地、農地がある。対象となった農地は幹線的な道路に面しているため、農地法の転用許可要件である第2種農地に該当しており、転用に際し

て優良田園住宅制度を活用することで円滑な対応が可能となった。

当別町は非線引き都市計画区域であり、市街地には用途地域のみが指定されている。それぞれの開発は小規模な開発であるため開発許可行為には該当しない。逆に、開発許可行為に該当する場合には、自然地形の改変や水準の高い道路、下水道の整備などにより、当別町らしい開発になりにくい。

■ その他の町の取り組み

町は分譲住宅地のほか、町有地を活用して菜園を整備し、分譲地を購入した場合にはこの菜園の利用を無償で提供する、といった取り組みを用意している。

そのほか、新規就農者向けの取り組みを進めている。市内には市民農園(特定農地貸付け)が整備されているが、周辺市町村にもあり、休憩小屋や滞在型などへの需要が高く、市内の農園に対する大きな反響はない。町は農

業が主産業であり、新たに設置可能な農地も少なく、また接道要件で滞在型の建物の建設が難しい条件にあるため、新規整備は考えていないとのこと。北海道の協力もあり、平成17年の春よりワンストップ窓口の受け入れ態勢を実施している。

■ 移住者の声

〇さん夫妻は、平成13年から大阪より当別町に移り住んでいる。若い頃から50歳を過ぎたら北海道に住もうと考えており、北海道開拓史の会などに参加して田園住宅プロジェクトにかかわる辻野氏と出会った。

その後、体を壊してセミリタイアしたのを契機に、当別町の田園住宅プロジェクトに参加して、移り住むことにした。現在は、自宅の庭先に150坪ほどの菜園を整備して、日々、農作業をしている。移住当初は、農作業をやるなどとは全く考えてはいなかったという。農業イコール本格的・生業的な農業をイメージしていたからだ。

きっかけは、夏に覆い茂る雑草を何とかしようと思ったこと。雑草が伸びるぐらいなら、菜園でも作ろうかと考え、辻野さんに付近の農家を紹介してもらい、その方に実際に畑にしていって作業を指導、手伝ってもらいながらなんとかやってきている。

「地元農家のように自分とはとてもできないが、今では、農作業なしの生活は考えられなくなっている。主な野菜はほとんどつくり、自分たちだけでは食べきれないので、大阪の知り合いなどにも送っている。

ほかの移住してきた人たちも、それぞれ農と触れ合っているようである。ただ外から来た者にとって、いきなり農と触れ合うのは難しい。耕作放棄地を見たとしても、農地の借り方も分からないし、農作業のやり方も分からない。地元になじみはないので、できるだけ地元と付き合いおうと考えてはいたが、実際には農を介して隣近所とも付き合いえるようになった。今では、米作りにも参加し、田植えの時に手伝いさせてもらっている。これからも、農のある暮らしを楽しんでいければ



〇さん夫妻宅の敷地内菜園

と考えている」と〇さんは語った。

■ 事例総括・評価

評価の一つとして、民間事業者による取り組みを町が支援している点が高げられる。人口減少による小学校の廃止という地域の集落維持に問題が生じ始め、これに対して地元の民間事業者が、北海道という立地特性（地価が安い・暮らしのイメージ・景観等）と町の交通、自然条件（地形）などを活かして、小規模な単位での開発を推進し、農との触れ合いを実現させつつ移住定住者を受け入れている。農との触れ合いは、居住者がその敷地内であくまでも自由に行うというスタイルになっているが、民間事業者を介した地元農家による農作業指導や、支援も行われるようになっている。

これらの取り組みが進められている地区は、山林との際を走る幹線道路との間という土地条件である。それぞれの開発は小規模であるため開発許可行為には該当していない。逆に、開発許可行為に該当する場合には、水準の高い道路、下水道の整備などにより、自然地形の改変がなされ、当別町らしい開発とはならない可能性もある。

建設された住宅を見ても、銀色の屋根をはじめ、意匠的な調和も感じられ、道から眺める風景は、当別町らしい田園風景となっている。また、地元

にゆかりのある事業者が取り組んでいるので、小学校跡地の開発では、校門を残すなどの工夫もあり、移住者が地元になじむための交流づくりにまで発展している。

また、今回のプロジェクトにおいては、移住希望者に対してセミナーを繰り返すなど、移住の準備も丁寧に行っていることは、単なる不動産開発と大きく異なる点である。町は、こうした民間事業者の取り組みに対して、農地転用時に国の制度を活用することで円滑に支援できた。こうした緊密な連携が可能となったのも、民間事業者と町とが日常的に連携を取り合っていたことなどがあげられる。

民間事業者の育成、連携・支援も公的セクターの重要な役割であり、本プロジェクトは、公共と民間とがうまく役割分担しながら農のある暮らしに取り組んでいる事例となっている。

プロジェクト概要

所在地：北海道石狩郡当別町金沢地区
事業主体：当別町農村都市交流研究会

● 当別町優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針の概要（平成15年12月）

当別町優良田園住宅建設の基本的要件

1. 敷地面積の最低限度：500m²

2. 敷地面積の標準：1000m²

3. 建ぺい率の最高限度：3/10

4. 容積率：5/10

5. 階数の最高限度：3階以下（地階含む）、高さは10m以下